

## 福島県高付加価値産地展開支援事業 Q&amp;A

## 【共通】

## ○産地の範囲

1. 本事業で支援対象とする産地の範囲いかに。拠点となる施設整備等は単一の市町村を対象とする場合も事業の対象となるのか。

本事業では、被災 12 市町村内において市町村を越えた広域的な産地の具体化を目的としていることから、原則、耕種部門では、被災 12 市町村内の複数の市町村で対象とする品目が生産又は集荷される必要があります、また、畜産部門では、被災 12 市町村内の複数の市町村に対して種畜、飼料又は堆肥が供給される必要があります。

このため、整備事業については、原則、被災 12 市町村内の複数の市町村を受益とすることが必要となりますが、推進事業については、産地を構成する取組となるから、この限りではありません。

## ○拠点事業者

2. 拠点事業者は必ず農産物の加工等により付加価値を創出しなければならないのか。

必ずしも農産物の加工等により付加価値を創出する必要はありませんが、拠点事業者の取組を通じた産地の形成によって、例えば、ブランド化といった、個々の経営では成し遂げることができない付加価値の創出が見込まれることが必要です。

3. 要領第 1 の事業の実施等の 2 の（2）において、整備事業について被災 12 市町村外に施設を整備できる場合の特例として「被災 12 市町村内の事業実施主体が、被災 12 市町村内の農産物等を取り扱う場合であって」とあるが「被災 12 市町村内の事業実施主体」は、どのような条件を指すのか。12 市町村内に本拠地がある又は 12 市町村内で事業活動を行っていれば良いのか。

被災 12 市町村内に事業所があり、対象となる品目の集荷・仕入れ等の活動を行っている場合であれば、当該事業活動を通じて、被災 12 市町村外への価値の流出は最小限におさえることが可能であり、産地の創出や農業者の再開意欲の向上に資すると考えられます。

4. 量販店等が被災 12 市町村内の複数の農業者と契約取引等を行っている場合、当該量販店は拠点事業者となるのか。

産地の形成にあたり、高い需要が見込まれる品目等の生産を提案する者として、消費者のニーズに最も近い立場である量販店等も拠点事業者として捉えることが可能と考えます。

ただし、生産すべき品目を提案し、当該品目に関して他の拠点事業者との連携を含め集荷・仕入れを通じて継続的に購入するなど、本事業の趣旨である産地の形成への寄与を通じて、農業者の再開意欲の向上、営農再開の加速化に資することが必要です。

5. 要領第 1 の事業の実施等の 2 の（3）において、民間事業者が拠点事業者となる場合、「事業対象品目の生産者又は生産者団体から継続して購入していること、又は購入する見込みであること」とあるが、直売所のように売り場のみの提供の場合は拠点事業者にはならないということか。

売り場のみ提供の場合には、継続して購入することには当たらず、農業者の再開意欲の向上や産地の形成に向けて拠点事業者として発現する機能としては不十分なことから、拠点事業者には該当しません。

## ○その他

### 6. 要綱別表の事業実施主体の「農業者の組織する団体」いかん。

代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいいます。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10条1項に規定する法人をいう。以下、同じ。）

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下、同じ。）

オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下、同じ。）

カ その他農業者の組織する団体

なお、当該団体等が事業実施主体となる場合は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

## 【推進事業】

### ○リース方式による農業機械等の導入及び生産資材の導入等について

#### 7. 支援の上限額はあるか。

支援の上限はありませんが予算の範囲内とします。

#### 8. リース方式による農業機械等の導入及び生産資材の導入等に係る事業実施後3年以内の経営規模の達成要件の面積はどのように算定するのか。

園芸作物（露地野菜、施設野菜、露地花き、施設花き）、飼料作物については、経営面積のうち、拠点事業者の拠点施設等に出荷される品目の作付面積とします。

土地利用型作物については、拠点事業者の機能の発現に向けた条件等で生産された農産物の作付面積とします。

#### 9. 導入した農業機械等も市町村を越えた広域的な利用を行わなければならないのか。

リース方式による農業機械等の導入は、拠点となる施設への農産物を供給することを目的としており、広域的な産地の創出の取組の一部であることから、必ずしも市町村を越えて広域的に利用する必要はありません。

#### 10. 既に再開している農地において拠点事業者に新たに生産物を供給するため品目転換を行うような場合も対象となるのか。

本事業は、産地の創出を目的としています。営農再開の加速化に資する必要があることから、既に再開している農地での品目転換は、支援の対象にはなりません。

11. 既にリース事業や生産資材の導入に係る支援を活用している事業者が、受益地以外の農地で拠点事業者へ供給するための生産に取り組む場合、再度リース事業等を活用することができるか。

既にリース方式による農業機械等の導入や生産資材の導入に係る支援を受けている者であっても、既に導入した農業機械等の利用面積を超えて、受益地以外の農地で拠点事業者へ供給するために新たに生産を行う際に必要な農業機械等の導入は、産地の早期創出や営農再開の加速化に寄与することから、再度支援を受けることができます。

12. 既に拠点事業者が生産物を販売している農業者は、支援の対象になるのか。当該生産物の作付面積を拡大しなければならないのか。

本事業は、産地の創出を進め、営農再開の加速化に資することを目的としているため、既に拠点事業者が生産物を販売している取組は支援の対象になりませんが、産地計画に記載された取組に沿って、未再開農地において作付面積を拡大する場合には支援対象になります。

13. 他の事業で機械や資材の導入に係る支援を受けた者が、本事業により支援を受けることが可能か。

既に支援を受けた機械の利用計画や再開目標に位置づけられていない取組である必要があります。なお、この場合であっても、未再開農地において作付けする場合は支援対象となります。

14. 「水稻等土地利用型作物にあつては、拠点施設等に供給される農産物は、拠点事業者の機能の発現に向けた条件等に従って生産されたものとする」とはどのような条件か。

点的な再開を実需者のニーズに応えられる面的な産地に変える生産拡大機能の発現のためには、実需者のニーズに沿って新たに生産されることが、また、マーケットのニーズに即した形態への加工・貯蔵、荷姿での販売により価値を高める実需者ニーズ対応機能の発現のためには、拠点事業者の提案に沿って、それぞれ生産されることが必要です。

なお、土地利用型作物については、既に12市町村内で一定程度作付が存在する中で、拠点事業者の機能の発現の対象として生産されるものとは限らないことから、拠点事業者と生産者の間でこうしたニーズや提案に沿って生産されたものかどうか確認できることが条件となります。

15. 農業者の生産物の供給先が、拠点事業者であつて、当該事業者が施設整備を実施しない場合（既存の施設等）であっても事業の対象となるのか。

農業者の生産物の供給が、産地計画に位置づけられた取組に該当し、拠点事業者の機能の発現の対象となる場合には、当該事業者の施設が本事業によるものかどうかを問わず、産地の創出の取組となることから、事業の対象とすることが可能です。ただし、土地利用型作物については14の条件を満たすことが必要です。

16. リース方式により導入した農業機械等を用いて生産した農産物の販売等にあたり、拠点事業者へ出荷するものについては拠点事業者との間で販売契約等をおこなう必要があるのか。

産地の創出を目的に当該機械を用いて生産した農産物を拠点事業者へ出荷する意味では必ずしも農業者として販売契約等をおこなう必要はありませんが、拠点事業者へ確実に出荷されたことを示すものが重要です（水稻等土地利用型作物の場合にあつては、14のとおり拠点事業者の機能の発現に向けた条件等に従って生産されることが必要です）。

## ○家畜の導入（受精卵を含む）について

17. 家畜の導入に係る支援の上限額はあるか。

支援の上限はありませんが予算の範囲内とします。なお、1頭当たり又は1個当たりの補助上限額を設定しています。

18. 他の都道府県や国外で生産された家畜や受精卵を導入することは可能か。

可能です。ただし、1頭当たり又は1個当たりの補助上限額は同じです。

19. 既に家畜の導入支援を活用している事業者が、増頭のために再度家畜の導入支援を活用することができるのか。

再度活用することが可能ですが、当該家畜から生産される子牛を被災12市町村内で再開等を行う畜産農家に供給することが条件となります。

20. 事業実施要領第1の2の(2)のイの例外規定に基づき、被災12市町村外で家畜導入の支援を行う場合に必要となる具体的な要件は何か。

次の要件を満たす必要があります。

- ① 被災12市町村の畜産営農の再開に必要な能力等を有した種畜（繁殖用雌牛のこと。以下同じ）を同地域内で提供できる者が存在しないこと等が、種畜を導入する年度において、確認されていること。
- ② 導入される家畜や受精卵から生産される繁殖用雌牛については、種畜の導入に係る支援を受ける者から、12市町村内の畜産農家へ供給されることが書面等により確認されていること。

21. 「導入された家畜から生産される子牛が被災12市町村内の畜産農家の再開状況や規模拡大にあわせて畜産農家又は畜産を再開する農家に供給されること」とあるが、何産目まで供給しなければならないのか。また、被災12市町村以外に販売してはならないのか。また、受精卵の場合はどうか。

当該家畜又は受精卵から生産された家畜の減価償却期間内とします。なお、生産される子牛は被災12市町村内に需要がなければ被災12市町村以外の地域に販売することは可能です。

22. 導入家畜から生産供給される子牛の用途は何か。

本事業による家畜導入は、被災 12 市町村の畜産営農再開の加速化に必要な肉用牛及び酪農の生産基盤の確立、具体的には繁殖用雌牛の増頭支援を目的としています。従って、導入家畜から生産供給する子牛については、雌牛であった場合原則、繁殖用雌牛とし自家保留するか被災 12 市町村の畜産農家等に販売する必要があります。

**23. 導入した家畜が事業者の責によらない理由により死亡した場合であっても、被災 12 市町村内の畜産農家に代替の家畜を供給しなければならないか。**

本人の責によらない場合は代替の種畜を供給する必要はありません。

**○農業機械等、生産資材、家畜の導入以外の推進事業について**

**24. 支援の上限額はあるか。**

支援の上限はありませんが予算の範囲内とします。

**25. 同一事業者が別事業年度において引き続き取り組むことができるか。**

単年度事業として成果を出す必要はありますが、事業目的の達成に寄与するものであれば、複数年度実施することは可能です。

**26. 市町村が事業実施主体になる場合等、必ずしも市町村を越えた取組にならないことがあるが、そうした取組も支援の対象となるか。**

産地の形成に係る取組であれば市町村内に限ることも可能です。